

自衛隊の国民監視差止訴訟とは…

違法な監視を止めさせ、憲法の自由と民主主義を守らせる裁判です

2007年6月6日、陸上自衛隊情報保全隊が、イラク戦争に反対する集会やデモをはじめとしてさまざまな市民運動や報道機関等の動向を日常的に監視し、集めた情報を分析・共有していたことがわかりました。

情報保全隊は組織が統合・強化され、国民に対する日常的な監視は今も続けられています。

この裁判で原告は、損害賠償と監視活動の中止を政府と自衛隊に要求しています。「憲兵政治」の復活を許さず、憲法が保障している基本的人権の保障と民主主義の擁護をめざす運動です。

東北6県で裁判を闘う体制めざし、6県104人の原告団に

公表された内部資料が、陸上自衛隊情報保全隊の東北方面隊が作成したものだったことから、原告団は東北6県の市民運動の力を結集してこの裁判を闘う体制をつくることをめざしました。

原告を東北6県から募り百人をこすことをめざしてきましたが、4月27日の第5陣の提訴で、原告の合計は宮城県89人、秋田県6人、山形県5人、福島県1人、岩手県1人、青森県2人になり、目標としていた百人を突破。東北6県すべてから参加する104人の原告団になりました。

国家的不法行為を問う民事訴訟としては異例の大型原告団になりました。

原告の追加は第5陣で打ち切り、今後は立証に全力をあげます。

仙台の59人に各地のイラク訴訟から合流し、72人の弁護団に

第5陣訴訟から、弁護団も体制を強化しました。これまでの仙台弁護士会所属の59人に加えて、全国各地で闘われたイラク訴訟弁護団から札幌、長野、静岡、愛知、京都、大阪、長崎、熊本の各弁護士会所属の13人が加わり、計72人の大型弁護団になりました。全国各地のイラク訴訟の運動を結集した闘いの発展をめざします。

具体的な被害を立証し、被告に認否を迫っています

被告の政府と自衛隊は、情報保全隊員から提供されたものであるため内部資料を否定することができず、内部資料を自衛隊がつくったかどうかについての認否を拒否するという、損害賠償請求の訴訟では極めて非常識な態度をとり続けています。

原告は、一人ひとりの被害を具体的に示して損害を訴え、個別の事案について、監視していたのかどうかの認否を被告に迫っています。被告は、今後の口頭弁論で、態度を明らかにします。

次回第9回口頭弁論は7月6日（月）16時15分に仙台地裁で

第10回口頭弁論は、9月7日（月）の同時刻に開廷します。

自衛隊情報保全隊の国民監視内部文書の普及にご協力ください

国民監視の実態を知っていただくため、800円で普及しています。一番町法律事務所 電話022(262)1901まで。